○国土交通省告示第千九十一号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十一月一日

国土交通大臣　前田　武志

証書番号	証書の日付	船舶番号	船名
	平成		
6009	3. 5. 21	132502	徳栄丸
3562	8. 10. 3	124343	第七長島丸
1983	13. 4. 2	121927	第三勝栄丸
A05111308	17. 7. 4	126653	第六十三恵比須丸
A0819141	20. 1. 22	127872	キングオブビッグストーン
A08111312	20. 5. 27	130874	第一榮丸
A10111613	22. 11. 16	123246	陽光丸

○国土交通省告示第千九十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

浜川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県美方郡香美町香住区余部字ホウキノ谷一六七六番一及び一六七六番二

一六七七番から一六八二番まで

一六八三番一及び一六八三番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県美方郡香美町香住区余部字ホウキノ谷

一六七五番　一号

一六七六番一　二号から四号まで

一六八四番　五号及び六号

一六八五番一　七号から九号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

梶原川（2）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県美方郡香美町香住区余部字寺ノ谷

一六四〇番から一六五五番まで

○国土交通省告示第千九十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北の山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都大島町元町字上山

二四五番三　一号及び二号

二四五番二　三号

二四五番一　四号

二三二番　五号及び六号

二三三番　七号

二四八番　八号及び九号

二四九番　十号

二四四番　十一号

二八三番　十二号

二八二番　十三号及び十四号

二八〇番　十五号

二七九番　十六号

三一六番一　十七号から十九号まで

三三七番五　二十号及び二十一号

三一六番一　二十二号から二十七号まで

二七八番　二十八号から三十五号まで

○国土交通省告示第千九十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十三年十一月一日

国土交通大臣　前田　武志

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

茨城県　鹿嶋市

東京都　杉並区

神奈川県　横須賀市、海老名市

静岡県　富士市

岡山県　岡山市

四、調査期間

平成二十三年及び平成二十四年

（ただし、茨城県鹿嶋市、神奈川県横須賀市、海老名市については、平成二十二年～平成二十四年）

○関東地方整備局告示第四百十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十一月一日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　24

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

イーハウス建築センター株式会社

三　(1)　役員の氏名の変更

変更前	小林　隆夫
変更後	名護　弘貴

(2)　変更年月日

平成二十三年九月二十日

四　(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	小林　隆夫
変更後	名護　弘貴

(2)　変更年月日

平成二十三年九月二十日

○近畿地方整備局告示第二百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
長浜市酢字内狐五五九番一から同市曽根町字夷立一三七八番一まで	前	一一・二五～二七・五九（メートル）	〇〇・五〇九（キロメートル）
	後	一一・二五～三九・一一（メートル）	〇〇・五〇九（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	長浜市酢字内狐五五九番一から同市曽根町字夷立一三七八番一まで	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月一日

○近畿地方整備局告示第二百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月一日

近畿地方整備局長　上総　周平